

東御市立小中学校における働き方改革の基本方針

東御市教育委員会

1 目標

公立小中学校において、すべての教室で質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

2 現状・課題

学校では、時代の流れの中で、グランドデザインの策定、学校評価など、エビデンスをもとに説明責任を果たすことが求められるようになっていきます。さらに、グローバル化、情報化の進展等、急速に変化する社会の状況を踏まえた教育への対応が求められています。

また、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな対応が一層求められる中、保護者や地域との協力関係の構築、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、貧困や児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応など、多種多様な課題に取り組まざるを得ない状況が続いている上に、中学校では、部活動指導に係る時間も看過できない状況です。

こうした中 教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送ることができ、学校内外での学びや自己研鑽、豊かな生活経験を通して、教職員としての専門性や創造性を高め、子どもたちへの質の高い教育を実現していく必要があります。

3 具体的な取組

(1) 学校・教員が担うべき業務の明確化による業務削減や分業化、協業化

- 学校行事の精選、簡素化、会議の削減と効率化、出張件数の縮減
- 業務の分業化では、専門スタッフ（部活動指導員、教育業務支援員、ICT 教育支援員など）の活用
- 学校を取り巻く問題については、スクールカウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーによる専門的な支援、対応

(2) 学校・教員が担うべき業務の効率化、合理化

- 学校・保護者・地域間の迅速な情報共有をめざし、連絡手段のデジタル化（保護者宛連絡、通知の配信、アンケートや欠席、遅刻連絡等）の推進
- 学校業務のシステム化、効率化のために県共通仕様の統合型校務支援システムを導入して業務量を縮減

(3) 勤務時間を意識した働き方

- ICT などを活用し、年間を通して全教員の勤務時間を把握し、時間外勤務が 1 ヶ月 45 時間、年間でも 360 時間以下になることをめざします。但し、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、「東御市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」により適切な管理を行うものとします。
- 時間外の一定時間での留守番電話の利用。月 2 回以上の定時退勤。長期休業中の閉庁日の設定を行います。
- 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針に沿った活動を進めます。
- 教職員の健康管理に配慮した働き方を推進するために定期健康診断、メンタルヘルス対策の充実を図ります。

令和 6 年 4 月策定